

困った時は一人で悩まずご相談を！

春日部市消費生活センター からのお知らせ

～令和8年 冬号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

令和8年1月8日発行

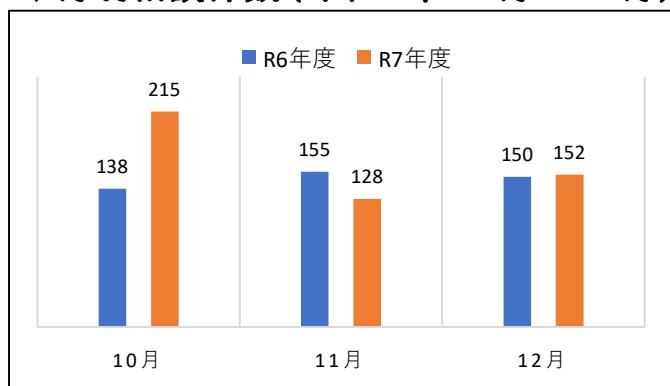
本年も春日部市消費生活センターをよろしくお願ひします。当センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回発行の冬号は、令和7年10月～12月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数

令和7年10月～12月	前年同時期	増減	増減率
495件	443件	+52件	+11.7%

◆月別相談件数（令和7年10月～12月）



家屋に関する点検を装う 点検商法のトラブルに気を付けましょう！

屋根・給湯器・分電盤等の点検を口実に不安をあおって契約を急かす点検商法が後を絶ちません。最近では、実在する事業者や公的機関を騙った電話でアポイントを取ってから訪問してくることもあります。必要な点検か不安に思われた場合、訪問を了承する前に消費生活センターに相談してください。



◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年10月～12月）

1位	電気設備	40件	<主な相談例>
			漏電の検査をするので分電盤を見たいとの電話があった。明日訪問となっているが、不審なので断りたい。
2位	商品一般	39件	<主な相談例>
			大手電話会社を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
3位	役務その他 サービス	35件	<主な相談例>
			「太陽光発電システムの点検で官庁から委託された」といきなり訪問を受け、点検日の約束をしたがやめたい。
4位	工事・建築	30件	<主な相談例>
			別居の父が訪問販売で屋根修繕工事を契約したようだ。高額なので解約を申し出たいが業者と電話が繋がらない。
5位	基礎化粧品	24件	<主な相談例>
			動画専用SNSに流れてきた広告を見て、しわ取りクリームを申し込んだが定期購入になっていた。解約したい。

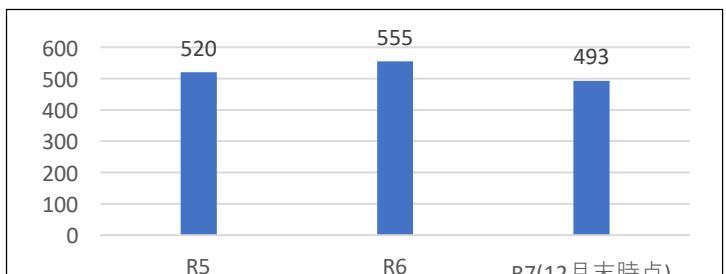
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

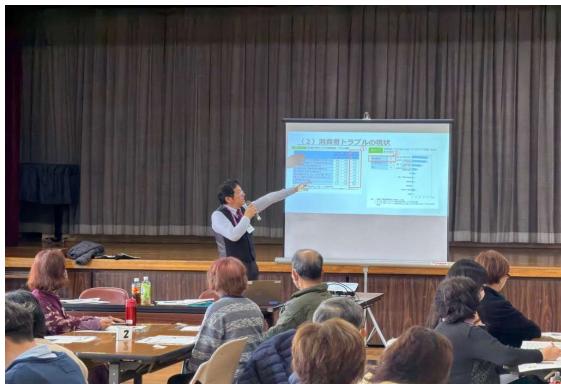
「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が、相談全体の約4割と、大変多く寄せられています！

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

通信販売に関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの職員が関係団体とともに啓発活動を実施しました！



●豊春ささえあいミーティング（12月5日）

第3地域包括支援センター、第4地域包括支援センター、豊春支部社協共催の「豊春ささえあいミーティング」において、「高齢者の消費者トラブルの現状や対処法について」と題して講話をを行い、春日部市の現状や特に相談の多い消費者トラブルの類型と対処法について説明しました。



●ぽぽらフェスティバル（12月6日）

適格消費者団体・特定適格消費者団体である埼玉消費者被害をなくす会、春日部188（いやや）の会とともに、「ぽぽらフェスティバル」に参加しました。来場者に対し、なくす会作成の消費者クイズや、春日部188の会作成の消費者カルタをしながら、当センターに多く寄せられる相談事例の紹介をして啓発品を配布しました。

消費生活相談コラム⑪

「分電盤点検に伺いますと電話が来た！～再勧誘は禁止～」

消費生活相談員 S

「分電盤の点検で伺います。分電盤は13年で交換する義務があります。古いと漏電する可能性があります。火事になったら大変ですよ」と電話があった。電力会社の点検かとすっかり思い込み、漏電して火災になら大変なので、明日来てもらい、交換する予定となっている。しかし、自分で調べてみたところ、分電盤には交換の義務が無いと知った。不審なので訪問を断りたい…。

家庭用の電気設備の点検は、4年に1回以上の頻度で行うことが法律で義務付けられており、電力会社から委託を受けた登録調査機関が無料で行います。点検日時は事前に書面で案内しています。突然、電話で点検の日時をお知らせすることはありません！

点検当日は、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行いますので、必ず調査員証を示してもらいましょう。また、点検を行った調査員が点検後に工事の契約を持ちかけることもありません。

なお、分電盤には法定耐用年数はありますが交換義務はありません。

さて、今回の相談事例は、明日契約を取り交わす予定のことですが、「契約したくない」と断ることが可能です。訪問販売や電話での勧誘で、断っているのに勧誘を続けるのは、特定商取引法という法律で禁止（法第3条の2第2項）されています。

断ってもなお契約を勧められたら「再勧誘するのは法律で禁止されています！」と言ってください。万一契約した場合でも、クーリング・オフができる場合もありますので、消費生活センターに相談してください。

（参考 電力会社のお問い合わせ先：東京電力パワーグリッド株式会社 0120-995-007）

春日部市消費生活センター（春日部市役所第二庁舎2階）

電話相談受付：048-739-7100

平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く）

消費生活センター

